

志賀町復興公営住宅・ 木造仮設住宅を転用した町営の賃貸住宅 入居事前申込調査のお知らせ

令和8年5月

※復興公営住宅又は木造仮設住宅を転用した町営の賃貸住宅
に入居を希望される世帯は、必ずお読みください。

目 次

1.復興公営住宅、木造仮設住宅を転用した町営の賃貸住宅とは.....	1 ページ
2.入居募集する住宅.....	2 ページ
3.申込みの資格.....	5 ページ
4.手続き.....	7ページ
5.入居申込みに際しての注意事項.....	9ページ
6.家賃.....	10ページ
7.Q&A.....	16ページ

【問合せ先】

志賀町役場 まち整備課

〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1 志賀町役場本庁舎 2 階

TEL:0767-32-9211(直通)

電子メールアドレス:machiseibi@town.shika.lg.jp

1. 復興公営住宅、木造仮設住宅を転用した町営の賃貸住宅とは

町では、住宅被災者への今後の住まいとして、「復興公営住宅」と「木造仮設住宅を転用した町営の賃貸住宅(以後、木造町営住宅という。)」の2種類の住宅を整備します。それぞれの住宅の違いは以下のとおりとなっています。

■復興公営住宅と木造町営住宅との比較

	復興公営住宅	木造町営住宅
概要	公営住宅法に基づく公営住宅です。法令や条例等に基づき、様々な要件があります。	志賀町独自の条例に基づく町営住宅です。
場所	志賀地域に2箇所、富来地域に2箇所 団地の整備場所:p.3 参照	富来地域に4箇所(とぎ第5～第8団地) 団地の整備場所:p.3 参照
間取り	約 50～70 m ² (15～21 坪) 団地別の間取り:p.2 参照 間取りの説明:p.4 参照	約 20～40 m ² (6～12 坪) 団地別の間取り:p.2 参照 間取りの説明:p.4 参照
家賃	p.10 参照 ※収入・間取りによって家賃は変動します。 年金暮らしの夫婦(世帯年収約 200 万円:目安)の場合 2LDK:60 m ² (18 坪) 2.1 万円/月 程度	p.12 参照 2DK:30 m ² (9坪) ～1.0 万円/月程度
敷金 (家賃 3 か月分)	不要 ※入居時には徴収しませんが、退去時に修繕等の必要経費の徴収を予定しています。	不要
連帯 保証人	1名必要	1名必要
ペット	✕ 飼育不可	○ 飼育可
入居時 資格要件	p.5 参照 ※被災者生活再建支援制度の加算支援金を申請(受給)している世帯は、復興公営住宅等に 入居できませんので留意してください。	p.5 参照

2.入居募集する住宅

■復興公営住宅の一覧

復興公営住宅						
団地番号	地域	名称(仮称)	整備予定戸数	住宅形式	間取り・戸数※	入居開始時期(見込み)
①	志賀	志賀地域その1	18戸	集合住宅(3階)	1LDK・8戸 2LDK・8戸 3LDK・2戸	R9年10月
②		志賀地域その2	51戸	集合住宅(3階)	1LDK・21戸 2LDK・24戸 3LDK・6戸	R10年3月
③	富来	富来地域その1	63戸	集合住宅(3階)	1LDK・32戸 2LDK・29戸 3LDK・2戸	R9年7月
④		富来地域その2	51戸	集合住宅(3階)	1LDK・28戸 2LDK・17戸 3LDK・6戸	R10年3月
合 計			183戸	※設備仕様はオール電化ベースですが、給湯設備はガスとなります。また、入居者が用意する設備があります。(p.9 注意事項参照)		

※1LDK:延べ面積 50 m²、2LDK:延べ面積60m²、3LDK:延べ面積 70 m²

※車椅子対応住戸が必要な場合は、1LDK/2LDK/3LDK タイプで整備します。

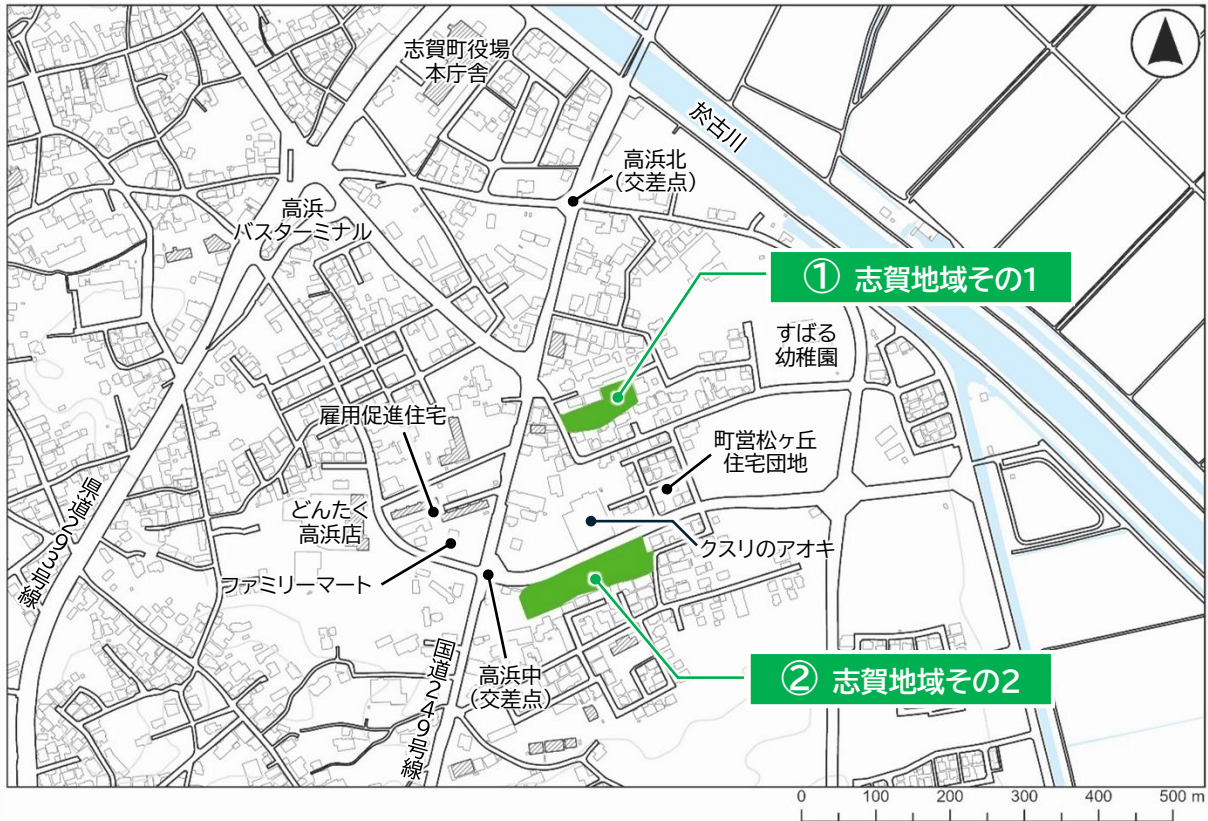
■木造町営住宅の一覧

木造町営住宅						
団地番号	地域	名称(仮称)	活用予定戸数	住宅形式	現状の間取り・戸数	入居開始時期(見込み)
⑤	富来	とき第5団地	16戸	長屋住宅(平屋)	2DK・16戸	R10年中
⑥		とき第6団地	28戸	長屋住宅(平屋)	1DK・12戸 2DK・14戸 3DK・2戸	R10年中
⑦		とき第7団地	16戸	長屋住宅(平屋)	1DK・6戸 2DK・7戸 3DK・3戸	R10年中
⑧		とき第8団地	98戸	長屋住宅(平屋)	1DK・36戸 2DK・58戸 3DK・4戸	R10年中
合 計			158戸	※設備仕様はオール電化ベースですが、給湯設備はガスとなります。		

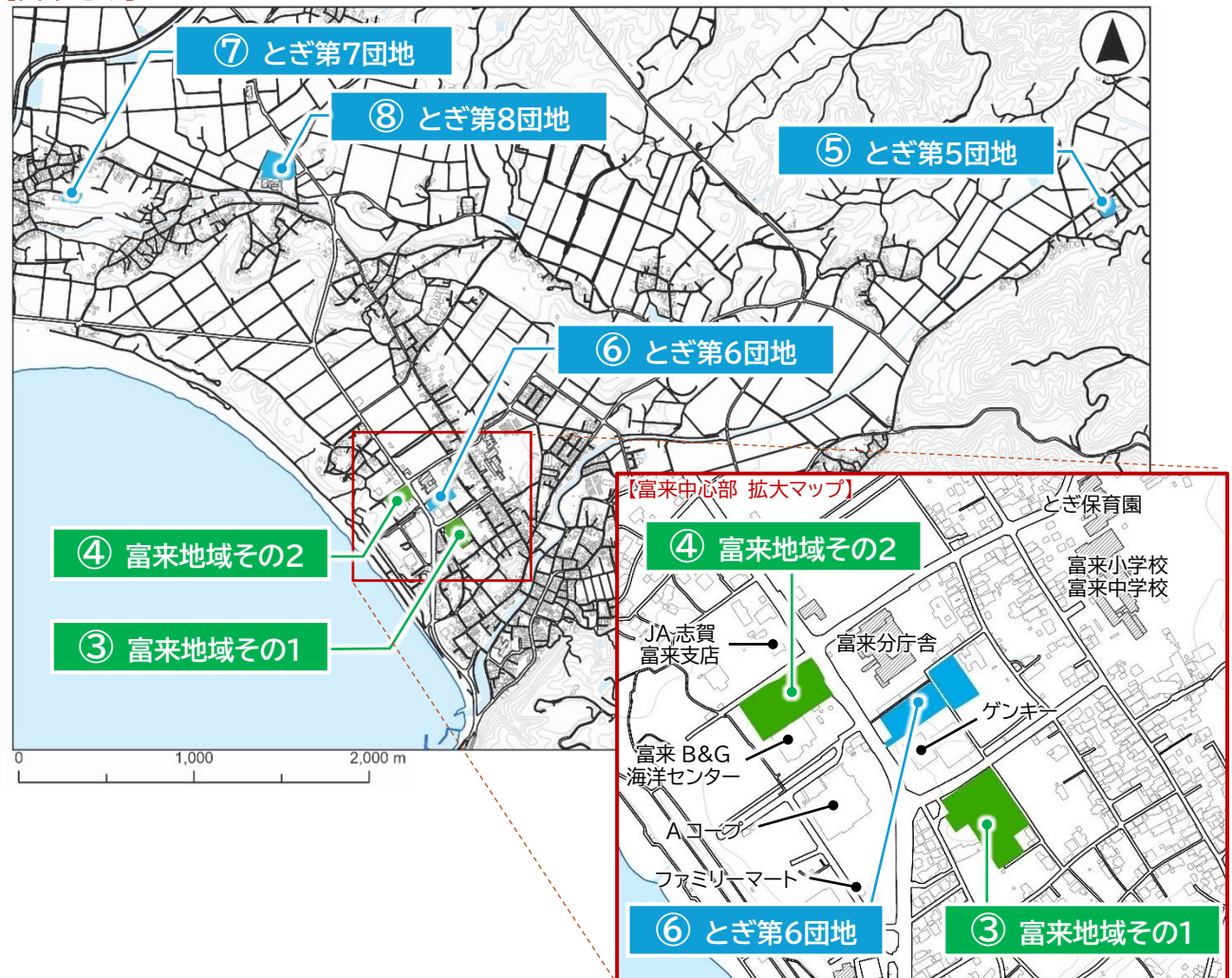
※現況で移動しない方は、継続で入居可能です。希望移転先に空きがない場合は、第2希望となります。

■整備予定位置

【志賀地域】



【富来地域】



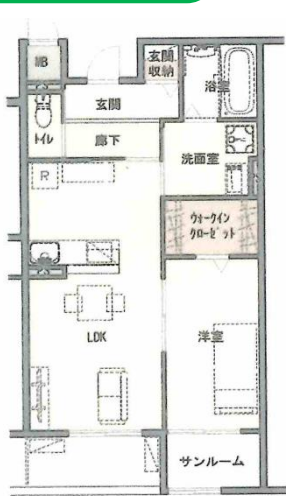
■申込ができる間取り

申込は、家族単位で申し込んで下さい。世帯の人数に応じて申込できる間取りは下記の通りです。

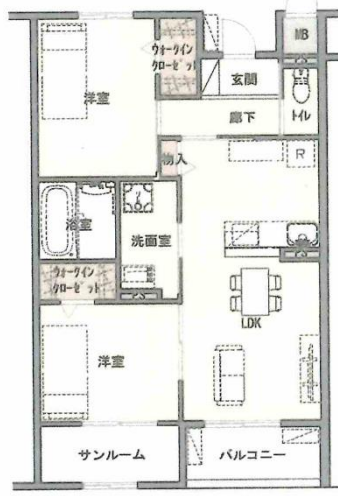
入居世帯 人数	復興公営住宅			木造町営住宅		
	1LDK (50㎡・15坪)	2LDK (60㎡・18坪)	3LDK (70㎡・21坪)	1DK (20㎡・6坪)	2DK (30㎡・9坪)	3DK (40㎡・12坪)
1人	○	×	×	○	×	×
2人	○	○	×	×	○	×
3人以上	×	○	○	×	○	○

■間取りイメージ

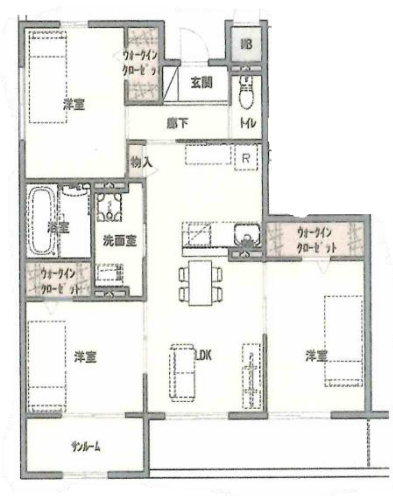
復興公営住宅



1LDK
(50㎡・15坪程度)
目安1人～2人



2LDK
(60㎡・18坪程度)
目安2人～3人



3LDK
(70㎡・21坪程度)
目安3人以上

木造町営住宅



1DK
(20㎡・6坪程度)
目安1人



2DK
(30㎡・9坪程度)
目安2人～3人



3DK
(40㎡・12坪程度)
目安3人以上

※現在の木造仮設住宅の間取りや設備のまま活用することを基本とします。

3.申込みの資格

次の①から⑦までの●印をすべて満たさなければ、復興公営住宅又は木造町営住宅に入居できません。

入居要件	復興公営住宅	木造町営住宅
① 令和6年の能登半島地震により志賀町で居住していた持ち家又は賃貸住宅が被災し、その住宅の罹災証明書が、 <u>全壊</u> 、 <u>大規模半壊</u> 、 <u>中規模半壊</u> 、 <u>半壊</u> のいずれかで、 <u>解体済又は解体予定</u> であること。	●	●
② 仮設住宅や避難先等に居住しており、居住できる住宅がないこと。	●	●
③ 被災者生活再建支援制度の <u>加算支援金を申請(受給)していないこと</u> 。	●	●
④ 現に同居し、または同居しようとする親族がいること。または、単身入居の特例(満60歳以上の方、障害のある方、生活保護を受けている方 等)に該当すること。	不要 ※(1)	
⑤ 申し込み世帯に暴力団員がないこと。	●	●
⑥ 町税等の滞納がないこと。	●	●
⑦ <u>公営住宅法に基づく収入要件を満たしていること</u> 。	不要 ※(1)(2)	不要 ※(2)

※(1)令和8年6月30日までに「仮申込み」(今回実施する「入居事前申込」)を行った世帯は、「公営住宅法」の資格要件である上記④、⑦の入居時要件は特例により適用されません。

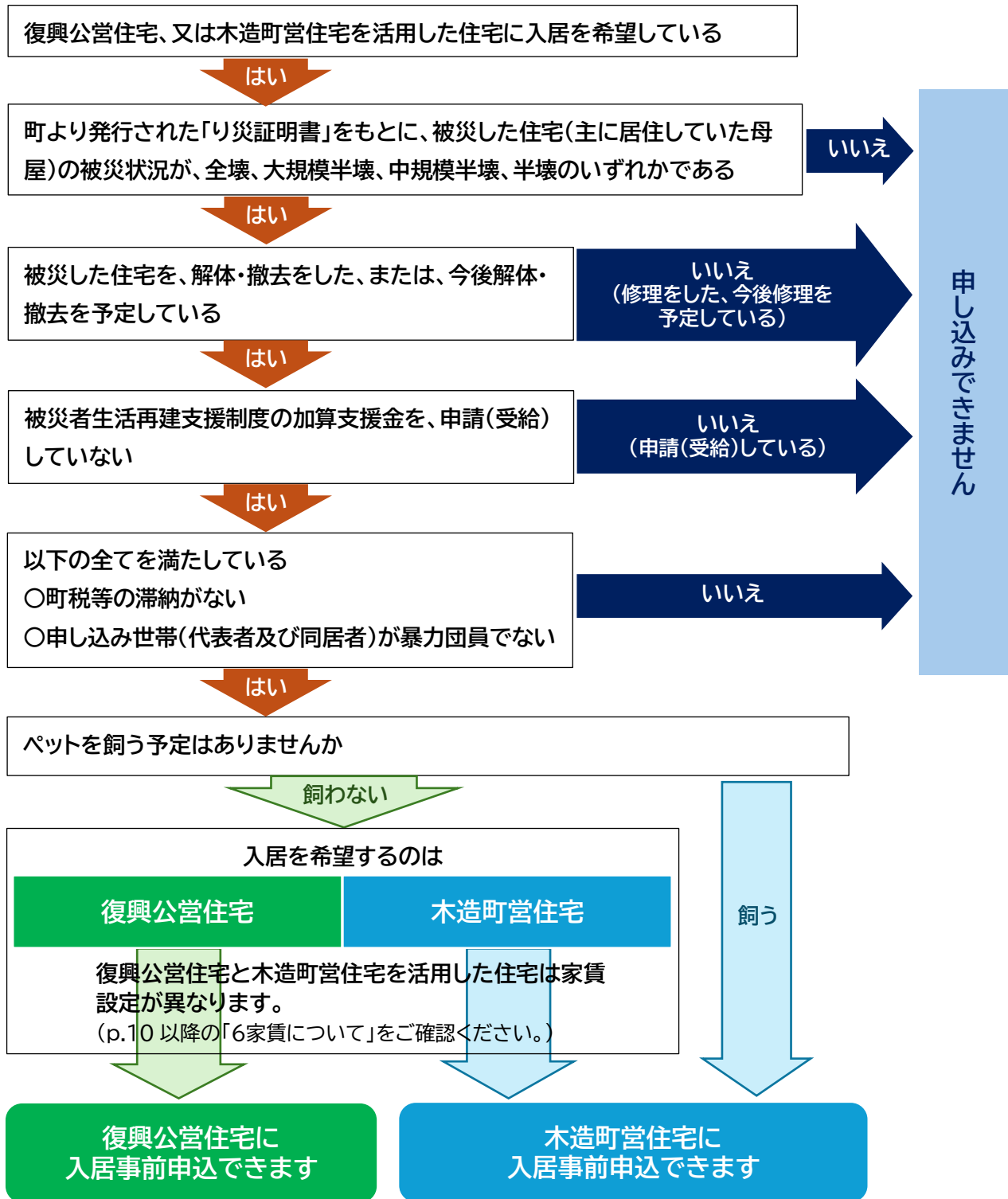
※(2)入居して3年経過後⑦に該当しない方(収入超過者及び高額所得者)は、家賃の割増対象となり、「明け渡し努力義務」又は「退去」の対象となる場合があります。

※(3)③の生活再建支援金制度の加算支援金を申請(受給)した方は、再建先を決められた事の証となる書類(契約書などの写し)を添付し申請していることから、入居要件①に該当しない世帯になります。

【留意事項】

- ・復興公営住宅への入居は、被災時の世帯(仮設住宅や避難先に入居している世帯)の単位が前提となります。原則として、復興公営住宅への入居を機に世帯分離することはできません。
- ・入居資格がないと判明した場合は、入居できません。
- ・入居後に他の公営住宅に住替えることはできません。
(例:新築の復興公営住宅入居から3年後に、木造町営住宅への転居は原則できません。)
- ・入居後、14日以内に住民票の異動をお願いします。

■入居要件チェックフロー

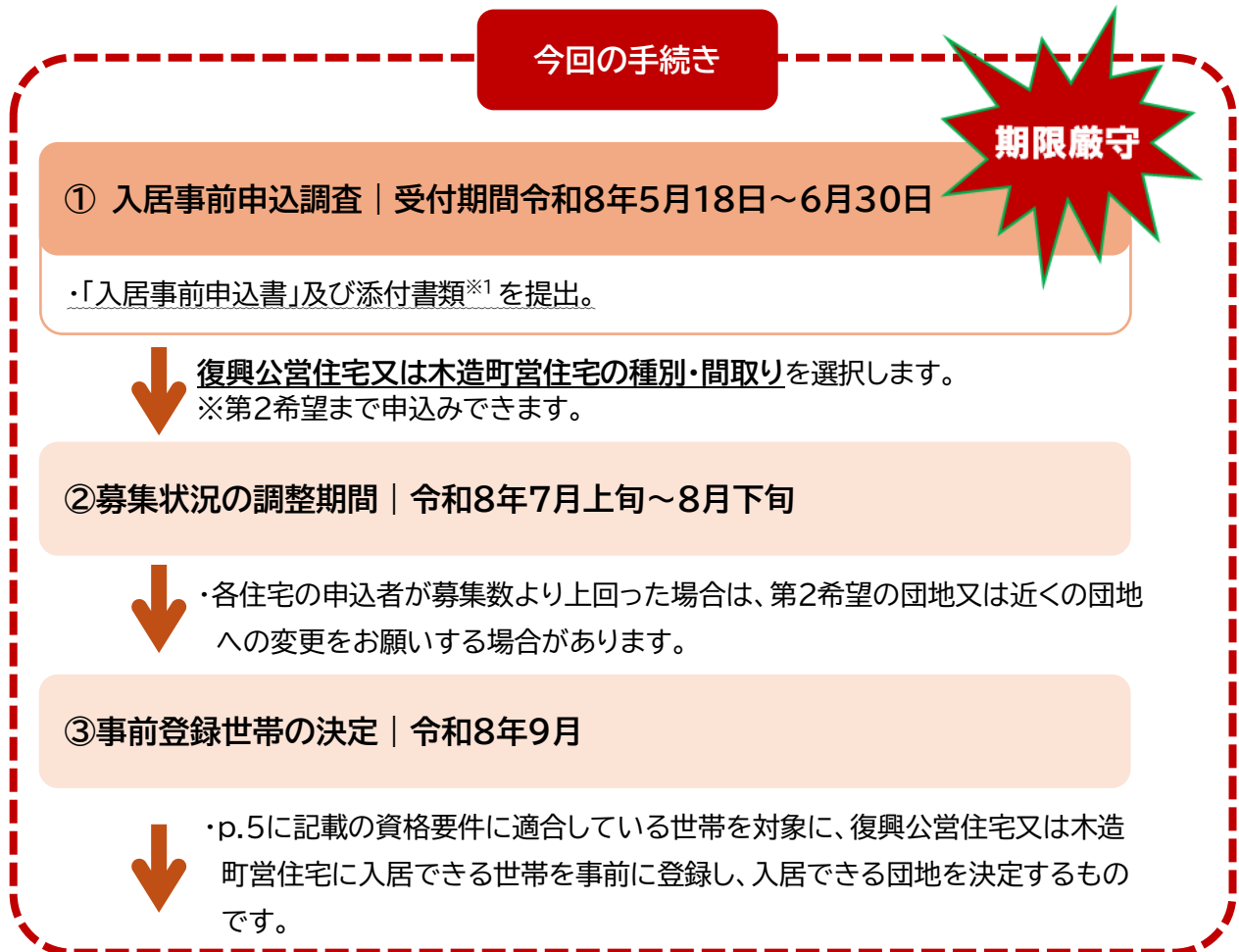


4.手続き

(1)入居事前申込調査から入居までの流れ

復興公営住宅又は木造町営住宅に入居を希望する方は、「①入居事前申込調査」を行ってください。

注:今回の手続き(入居事前申込)をしておかないと、復興公営住宅又は木造町営住宅に入居できません。入居を希望する世帯は、必ず今回の手続きを実施してください。



【以下は、今後の予定です。】

④本申込み | 入居3か月前(予定)

⑤入居の決定 | 入居2か月前(予定)

⑥入居 | 各団地による

※④本申込み、⑤入居の決定、⑥入居のタイミングについては、各団地により異なります。

(2)入居事前申込調査

入居事前申込調査は、復興公営住宅及び木造町営住宅のうち、入居を希望する団地と間取りを申し込む調査です。

- ・入居時期に関わらず、全ての住宅の入居事前申込調査を行います。
- ・入居事前申込書に必要事項を記入し、必要添付書類を揃えて受付期間に受付窓口まで持参してください。
※郵送は不可とします。

■添付書類※1

- ①入居事前申込書
- ②罹災証明書の写し
- ③解体完了通知書又は滅失登記通知書の写し(解体が済んでいない場合は後日提出可)
- ④申込者及び申込む家族全員が載っている住民票の謄本(婚約者の方は相手方の住民票)
- ⑤所得、課税証明書(18歳以上の入居者全員分、最新年度のもの)
- ⑥町税に未納がない証明書(18歳以上の入居者全員分)
- ⑦障害者手帳や介護保険証の写し(該当の方がいる場合)

※④、⑤、⑥は、申込書と同時に『同意書』を提出していただければ、町側で調整します。

よって、同意書を提出される方は、①、②、③、⑦の内、該当する書類のみを提出願います。

■受付場所・受付時間

入居事前申込調査 | 受付期間 令和8年5月18日(月)～6月30日(火)

受付期間・時間	受付場所	申込対象住宅
令和8年5月18日～6月30日まで 9時～12時、13時～17時 (土・日・祝日除く)	志賀町役場 まち整備課	しか第1団地～しか第2団地 みなし仮設、親せき宅避難世帯等
	志賀町役場 富来支所	木造仮設住宅 とぎ第2団地 ～ とぎ第8団地

・「入居事前申込書」及び添付書類※1を提出してください。

・対象住宅以外の方もご都合の良い日・場所で手続きができます。

■ご相談受付期間・その他

志賀町役場 まち整備課では、随時ご相談を受付していますが、以下においても、まち整備課職員がご相談を受付しますので、ご都合の良い日にお越しください。(対象住宅以外の世帯もご相談ができます。)

ご相談受付期間・時間	臨時受付場所	申込対象住宅
令和8年6月1日、6月15日、6月29日 9時～12時、13時～17時	志賀町役場 富来支所	木造仮設住宅 とぎ第2団地 ～ とぎ第8団地

【留意事項】

- ・入居事前申込では、第2希望まで申し込むことができます。
- ・指定の申込書以外では申込みはできません。
- ・基本的には、志賀地域の方は、志賀地域へ申込み。富来地域の方は、富来地域を申し込んでください。
なお、木造町営住宅への申し込みは、志賀・富来地域どちらの方でも申込できます。

(3)事前登録世帯の決定

次の方法等により事前登録者を決定し、事前登録決定書を郵送でお届けします。

入居に係る資格要件に該当しない場合は、事前登録不決定書を郵送でお届けします。

■入居の優先

- ・住宅困窮度が高く生活基盤の安定確保が必要な世帯や、世帯員に事情を考慮すべき方がいる世帯は、優遇措置を図ります。

<優遇措置を図る世帯>

高齢者世帯 : 全員が60歳以上の世帯(ただし、18歳未満の子どもは含んでもよい)

障害者世帯 : 身体障害者手帳(1級~4級)の交付を受けている方を含む世帯

療育手帳(A1・A2・B1・B2)の交付を受けている方を含む世帯

精神障害者保健福祉手帳(1級~2級)の交付を受けている方を含む世帯

要介護者世帯: 要介護認定(要支援1・2、要介護1~5)を受けている方を含む世帯

子育て世帯 : 未就学児(小学校に入る前までの子ども)を含む世帯。妊娠中の方を含む世帯

■応募多数の場合

- ・各復興公営住宅又は木造町営住宅の申込者が募集数より上回った場合は、第2希望の団地又は近くの団地への変更をお願いする場合があります。部屋割りなどは公営住宅法により、抽選となります。

5.入居申込みに際しての注意事項

(1)入居3か月前の本申込み手続き

- ・改めて本申込が必要となりますので、事前登録された世帯宛てに、後日案内を郵送します。
- ・本申込時には、連帯保証人が1名必要です。

(2)駐車場

- ・駐車場は、住宅1戸あたり1台までです。(1か月1,000円程度)

(3)その他の注意事項

- ・家賃以外に、共益費、自治会費等の必要な経費があります。(入居時の敷金は不要です。)
- ・新築の復興公営住宅では、ペット(犬・猫等)は飼育できませんが、木造町営住宅は可能です。
- ・住宅の改修、増築はできません。
- ・新築の復興公営住宅には、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、個室の照明、カーテン等の設備や備品はありませんので、必要なものは、入居者が用意することになります。(IHコンロは設置済みです。)
一方、木造町営住宅には、IHコンロ、エアコン、個室の照明、カーテンは標準装備されています。テレビ、冷蔵庫、洗濯機など必要なものは、入居者が用意することになります。また、エアコン、個室の照明、カーテンの更新については、入居者が負担することになりますので留意してください。
- ・家賃を滞納するなど、志賀町営住宅管理条例等に定める禁止行為などがあった場合は、退去していただく場合があります。

6.家賃

復興公営住宅

○想定家賃(月額)

- ・ 家賃は、算定方法が法令で定められており、入居世帯の収入や住宅の広さ等により変わります。
- ・ 「一定以上の収入」がある方(収入超過者)は、入居後3年を経過すると家賃の割増がかかります。
- ・ 以下は入居1年目の目安額ですが、前年の年収や住宅の経過年数等により毎年家賃は変動します。

▼復興公営住宅の入居1年目の家賃(月額)の目安【参考値】



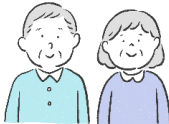

収入 分位	政令月収 (p.14~15 参照)	家賃(月額)		
		1LDK (50㎡・15坪程度)	2LDK (60㎡・18坪程度)	3LDK (70㎡・21坪程度)
1	～ 104,000 円以下	17,800 円	21,400 円	25,000 円
2	104,001 ～ 123,000 円以下	20,600 円	24,700 円	28,900 円
3	123,001 ～ 139,000 円以下	23,600 円	28,300 円	33,000 円
4	139,001 ～ 158,000 円以下	26,600 円	31,900 円	37,200 円
5	158,001 ～ 186,000 円以下	30,400 円	36,500 円	42,600 円
6	186,001 ～ 214,000 円以下	35,100 円	42,100 円	49,100 円
7	214,001 ～ 259,000 円以下	41,000 円	49,300 円	57,500 円
8	259,001 ～	47,300 円	56,800 円	66,300 円

※上記の家賃以外に、共益費・駐車場代・光熱水費が必要です。

→ **収入超過者(p.14 参照)となる世帯**

障がい者・高齢者・小学校就学前の子どもがいる世帯等は、政令月収 21.4 万円以下の場合、収入超過者になりせん。←

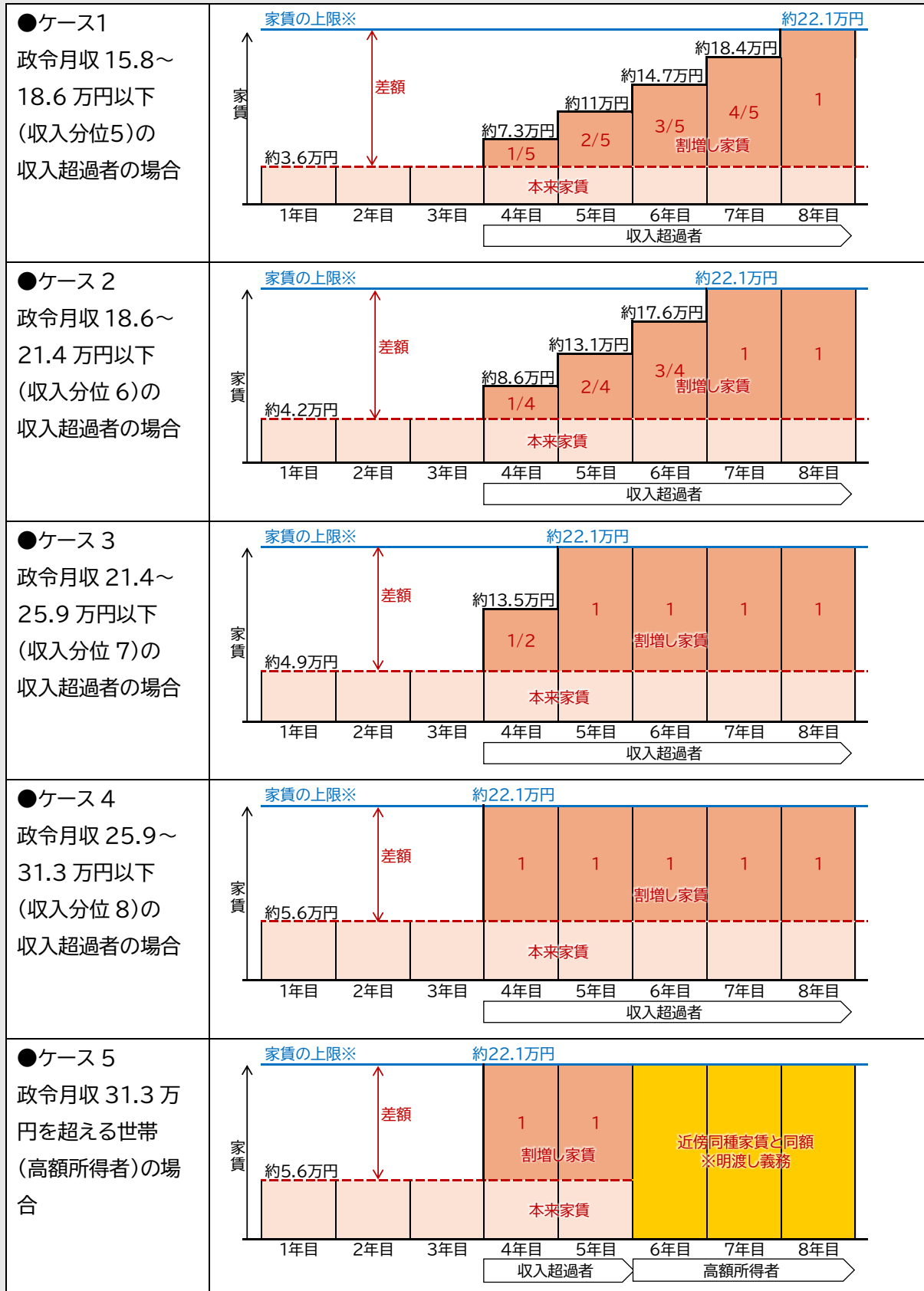
モデルケースによる家賃の目安

世帯人数	世帯構成のイメージ	家賃の目安
1人	会社勤め 60 代前半の単身者 (世帯年収約 240 万円) ⇒政令月収 約 12.5 万円 	(例)50 ㎡(1LDK): 2.3 万円 /月 程度
1人	年金暮らし 70 代の単身者 (世帯年収約 120 万円) ⇒政令月収 0 円 	(例)50 ㎡(1LDK): 1.7 万円 /月 程度
2人	年金暮らし 70 代夫婦 (世帯年収約 200 万円(120 万円+80 万円)) ⇒政令月収 0 円 	(例)60 ㎡(2LDK): 2.1 万円 /月 程度
4人	共働き夫婦+子ども 2 人(学生+未就学児) (世帯年収約 520 万円(420 万円+100 万円)) ⇒政令月収 約 16.0 万円 	(例)70 ㎡(3LDK): 4.2 万円 /月 程度

収入超過者が支払う割増し家賃の例(S造・2LDK(約60㎡)の入居者の場合)

- 入居4年目以降は、国が定める方法により計算される家賃を上限に、収入分位に応じて割増率を乗じた額を加算した家賃となります。

※下記の家賃の上限額は例であり、住宅の立地、構造、建設費等により異なります。



木造町営住宅

○想定家賃(月額) ※公営住宅と同様の家賃計算による場合



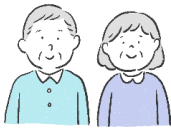
- ・木造町営住宅では、町の条例で以下のような家賃を予定しています。
- ・公営住宅法と同様の算定方法を採用し、入居世帯の収入や住宅の広さ等により変わります。
- ・「一定以上の収入」がある方(収入超過者)は、入居後3年を経過すると家賃の割増がかかります。
- ・以下は入居1年目の目安額ですが、前年の年収や住宅の経過年数等により毎年家賃は変動します。

▼木造町営住宅の入居1年目の家賃(月額)の目安【参考値】

収入 分位	政令月収 (p.14~15 参照)	家賃(月額)		
		1DK (20㎡・6 坪程度)	2DK (30㎡・9 坪程度)	3DK (40㎡・12 坪程度)
1	～ 104,000 円以下	6,700 円	10,000 円	13,400 円
2	104,001 ～ 123,000 円以下	7,700 円	11,600 円	15,500 円
3	123,001 ～ 139,000 円以下	8,800 円	13,300 円	17,700 円
4	139,001 ～ 158,000 円以下	10,000 円	15,000 円	20,000 円
5	158,001 ～ 186,000 円以下	11,400 円	17,100 円	22,800 円
6	186,001 ～ 214,000 円以下	13,100 円	19,700 円	26,300 円
7	214,001 ～ 259,000 円以下	15,400 円	23,100 円	30,800 円
8	259,001 ～	17,700 円	26,700 円	35,500 円

※上記の家賃以外に、共益費・光熱水費・駐車場代が必要です。 → **収入超過者(p.14 参照)となる世帯**
障がい者・高齢者・小学校就学前の子どもがいる世帯等は、政令月収 21.4 万円以下の場合、収入超過者になりせん。

モデルケースによる家賃の目安

世帯人数	世帯構成のイメージ	家賃の目安
1人	会社勤め 60 代前半の単身者 (世帯年収約 240 万円) ⇒政令月収 約 12.5 万円 	(例)20 ㎡(1DK): 0.8 万円 /月 程度
1人	年金暮らし 70 代の単身者 (世帯年収約 120 万円) ⇒政令月収 0 円 	(例)20 ㎡(1DK): 0.6 万円 /月 程度
2人	年金暮らし 70 代夫婦 (世帯年収約 200 万円(120 万円+80 万円)) ⇒政令月収 0 円 	(例)30 ㎡(2DK): 1.0 万円 /月 程度

収入超過者が支払う割増し家賃の例(木造・2DK(30㎡)の入居者の場合)

- 入居4年目以降は、国が定める方法により計算される家賃を上限に、収入分位に応じて割増率を乗じた額を加算した家賃となります。(公営住宅と同様の家賃計算による場合)

※下記の家賃の上限額は例であり、住宅の立地、建設費等により異なります。

<p>●ケース1 政令月収 15.8～18.6 万円以下 (収入分位5)の 収入超過者の場合</p>	<p>家賃の上限※ 約12.8万円</p> <p>家賃</p> <p>約1.7万円</p> <p>差額</p> <p>約3.9万円 1/5</p> <p>約6.1万円 2/5</p> <p>約8.3万円 3/5</p> <p>約10.5万円 4/5</p> <p>約12.8万円 1</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目</p> <p>本来家賃</p> <p>割増し家賃</p> <p>収入超過者</p>
<p>●ケース2 政令月収 18.6～21.4 万円以下 (収入分位6)の 収入超過者の場合</p>	<p>家賃の上限※ 約12.8万円</p> <p>家賃</p> <p>約1.9万円</p> <p>差額</p> <p>約4.6万円 1/4</p> <p>約7.3万円 2/4</p> <p>約10.0万円 3/4</p> <p>約12.8万円 1</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目</p> <p>本来家賃</p> <p>割増し家賃</p> <p>収入超過者</p>
<p>●ケース3 政令月収 21.4～25.9 万円以下 (収入分位7)の 収入超過者の場合</p>	<p>家賃の上限※ 約12.8万円</p> <p>家賃</p> <p>約2.3万円</p> <p>差額</p> <p>約7.5万円 1/2</p> <p>約12.8万円 1</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目</p> <p>本来家賃</p> <p>割増し家賃</p> <p>収入超過者</p>
<p>●ケース4 政令月収 25.9～31.3 万円以下 (収入分位8)の 収入超過者の場合</p>	<p>家賃の上限※ 約12.8万円</p> <p>家賃</p> <p>約2.6万円</p> <p>差額</p> <p>約12.8万円 1</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目</p> <p>本来家賃</p> <p>割増し家賃</p> <p>収入超過者</p>
<p>●ケース5 政令月収 31.3 万円を超える世帯 (高額所得者)の場 合</p>	<p>家賃の上限※ 約12.8万円</p> <p>家賃</p> <p>約2.6万円</p> <p>差額</p> <p>約12.8万円 1</p> <p>約12.8万円 1</p> <p>近傍同種家賃と同額 ※明渡し義務</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目</p> <p>本来家賃</p> <p>割増し家賃</p> <p>収入超過者</p> <p>高額所得者</p>

家賃に関する説明

家賃無償化とは

復興公営住宅の入居後3年間の家賃を石川県負担で無償化するものです。

・入居日から3年間(36 か月)は、入居者には家賃の請求をしません。

(ただし、家賃算定に必要な所得・課税証明書等は提出が必要となります。)

・入居者へは、家賃相当額を提示しますので、3年経過後の参考としてください。

※復興公営住宅と同様、木造町営住宅についても入居後3年間の家賃を県負担で無償化していただくよう要望していますが、詳細な対象者は未決定のため、決定後改めて案内します。

※無償化期間でも共益費、駐車場代、光熱水費、自治会費等の経費が必要ですので留意してください。

家賃算出シートの紹介

・志賀町ホームページに「志賀町 復興公営住宅・木造仮設住宅を転用した町営の賃貸住宅家賃シミュレーションツール」を用意しています。

必要事項を入力すると、自動で家賃の目安が計算されますので、ご活用ください。

※町ホームページで「志賀町復興公営住宅等の整備について」で検索

家賃に関する用語説明

政令月収とは

政令月収 = (世帯の年間総所得金額 — 扶養控除等の額) ÷ 12 か月

- ・入所者及び同居者の年間総所得金額から扶養控除等の額を控除した後の月平均額です。
- ・所得金額には、給与所得・事業所得に加え、年金による所得も含まれます。
- ・政令月収の詳しい求め方は、p.15 をご参照ください。

収入超過者とは

3年以上居住し、政令月収が 15.8 万円を超える世帯

- ・入居後 3 年を経過すると、家賃の割増が発生するとともに「明け渡し努力義務」が生じます。
- ・障がい者・高齢者・小学校就学前の子どもがいる世帯等は、政令月収 21.4 万円以下の場合、収入超過者になりません。

高額所得者とは

5年以上居住し、直近2年連続して政令月収が 31.3 万円を超える世帯

- ・高額所得者は、「明け渡し義務」が生じ、退去していただく事になります。
- ・また、支払う家賃は、国が定める方法で算出される近傍同種家賃(家賃の上限額)となります。家賃の支払いをしても、明け渡しの対象であることは変わりません。

政令月収 = (A 世帯の年間総所得 - B 扶養控除等の額) ÷ 12 か月

A 世帯の年間総所得

(1) 給与所得者

税金や社会保険料を差し引く前の「給与総収入金額」から、所得税法に規定する給与所得控除額を控除した後の金額を「給与所得金額」とします。(世帯1人ずつ計算)

給与総収入金額 (源泉徴収票の「支払金額」)	給与所得金額 (源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)
0 ~ 650,999 円	0 円
651,000 ~ 1,899,999 円	給与収入額 - 650,000 円
1,900,000 ~ 3,599,999 円	端数整理※後の給与収入金額 × 0.7 - 80,000 円
3,600,000 ~ 6,599,999 円	端数整理※後の給与収入金額 × 0.8 - 440,000 円
6,600,000 ~ 8,499,999 円	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円 ~	給与収入金額 - 1,950,000 円

※端数整理: 給与収入金額を 4,000 で割り、小数点以下を切り捨てた後、4,000 をかけます。

(2) 事業所得者等

自営業者などで所得金額を確定申告する方の場合、前年の収入金額から必要経費を差し引いた後の事業所得、利子所得、配当所得等の総所得金額が対象となります。

(3) 公的年金受給者

課税対象の総年金収入額(2種類以上ある場合はすべて含む)をもとに、所得税法に規定する公的年金等控除額を控除した後の金額を「年金所得金額」とします。(世帯1人ずつ計算)

受給者の年齢	総年金収入額(税込)	年金所得金額
65 歳以上	0 ~ 1,100,000 円	0 円
	1,100,001 ~ 3,299,999 円	総年金収入額 - 1,100,000 円
	3,300,000 ~ 4,099,999 円	総年金収入額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 ~ 7,699,999 円	総年金収入額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 ~ 9,999,999 円	総年金収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円
	10,000,000 円 ~	総年金収入額 - 1,955,000 円
65 歳未満	0 ~ 600,000 円	0 円
	600,001 ~ 1,299,999 円	総年金収入額 - 600,000 円
	1,300,000 ~ 4,099,999 円	総年金収入額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 ~ 7,699,999 円	総年金収入額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 ~ 9,999,999 円	総年金収入金額 × 0.95 - 1,455,000 円
	10,000,000 円 ~	総年金収入額 - 1,955,000 円

B 扶養控除等の額 (世帯員の合計で計算)

控除の対象	控除額(1人につき)
給与所得等(入居者・同居者のうち、給与所得・公的年金所得のある者)	10 万円(※1)
同一生計配偶者、扶養親族(入居しようとする親族及び遠隔地扶養親族)	38 万円
老人扶養親族(同一生計配偶者又は扶養親族の内、70 歳以上の方)	10 万円
特定扶養親族(扶養親族の内、16 歳以上 23 歳未満の方)	25 万円
特別障害者(精神障害者保健福祉手帳の1級、身体障害者手帳の1級・2級、特別障害者に準ずるものとして認定を受けている人等)	40 万円
障害者(特別障害者以外の障害者の方)	27 万円
寡婦・寡夫	27 万円(※2)
ひとり親	35 万円(※3)

※1 その者の給与所得等の金額が 10 万円未満の場合は当該金額。

※2 その者の所得金額から「給与所得等の控除額」(10 万円)を控除した残額が、27 万円未満の場合は当該金額。

※3 その者の所得金額から「給与所得等の控除額」(10 万円)を控除した残額が、35 万円未満の場合は当該金額。

入居1年目の家賃（月額）の目安

【復興公営住宅：新築】

収入 部位	政令月収	志賀地域その1			志賀地域その2		
		1LDK (50㎡程度)	2LDK (60㎡程度)	3LDK (70㎡程度)	1LDK (50㎡程度)	2LDK (60㎡程度)	3LDK (70㎡程度)
1	～ 104,000円	17,500円	21,000円	24,500円	17,800円	21,400円	25,000円
2	104,001円～123,000円	20,200円	24,200円	28,300円	20,600円	24,700円	28,900円
3	123,001円～139,000円	23,100円	27,700円	32,300円	23,600円	28,300円	33,000円
4	139,001円～158,000円	26,000円	31,300円	36,500円	26,600円	31,900円	37,200円
5	158,001円～186,000円	29,800円	35,700円	41,700円	30,400円	36,500円	42,600円
6	186,001円～214,000円	34,300円	41,200円	48,100円	35,100円	42,100円	49,100円
7	214,001円～259,000円	40,200円	48,300円	56,300円	41,000円	49,300円	57,500円
8	259,001円～	46,400円	55,600円	64,900円	47,300円	56,800円	66,300円

【復興公営住宅：新築】

収入 部位	政令月収	富来地域その1			富来地域その2		
		1LDK (50㎡程度)	2LDK (60㎡程度)	3LDK (70㎡程度)	1LDK (50㎡程度)	2LDK (60㎡程度)	3LDK (70㎡程度)
1	～ 104,000円	17,300円	20,800円	24,200円	17,300円	20,800円	24,200円
2	104,001円～123,000円	20,000円	24,000円	28,000円	20,000円	24,000円	28,000円
3	123,001円～139,000円	22,800円	27,400円	32,000円	22,800円	27,400円	32,000円
4	139,001円～158,000円	25,800円	30,900円	36,100円	25,800円	30,900円	36,100円
5	158,001円～186,000円	29,400円	35,300円	41,200円	29,400円	35,300円	41,200円
6	186,001円～214,000円	34,000円	40,800円	47,600円	34,000円	40,800円	47,600円
7	214,001円～259,000円	39,800円	47,700円	55,700円	39,800円	47,700円	55,700円
8	259,001円～	45,900円	55,100円	64,300円	45,900円	55,100円	64,300円

※目安の金額であり、実際の広さによって、この金額より高くなることもあります。

※「一定以上の収入」がある方（収入超過者）は、入居後3年を経過すると家賃の割り増しがかかります。

※上記の家賃以外に、共益費・駐車場代・光熱水費が必要です。

入居1年目の家賃（月額）の目安

【復興公営住宅：木造町営住宅】

収入 部位	政令月収	とぎ第5団地			とぎ第6団地		
		1DK (20㎡・6坪程度)	2DK (30㎡・9坪程度)	3DK (40㎡・12坪程度)	1DK (20㎡・6坪程度)	2DK (30㎡・9坪程度)	3DK (40㎡・12坪程度)
1	～ 104,000円	5,700円	8,500円	11,400円	6,700円	10,000円	13,400円
2	104,001円～123,000円	6,600円	9,900円	13,200円	7,700円	11,600円	15,500円
3	123,001円～139,000円	7,500円	11,300円	15,000円	8,800円	13,300円	17,700円
4	139,001円～158,000円	8,500円	12,700円	17,000円	10,000円	15,000円	20,000円
5	158,001円～186,000円	9,700円	14,500円	19,400円	11,400円	17,100円	22,800円
6	186,001円～214,000円	11,200円	16,800円	22,400円	13,100円	19,700円	26,300円
7	214,001円～259,000円	15,100円	19,700円	26,200円	15,400円	23,100円	30,800円
8	259,001円～	46,400円	22,700円	30,200円	17,700円	26,700円	35,500円

【復興公営住宅：木造町営住宅】

収入 部位	政令月収	とぎ第7団地			とぎ第8団地		
		1DK (20㎡・6坪程度)	2DK (30㎡・9坪程度)	3DK (40㎡・12坪程度)	1DK (20㎡・6坪程度)	2DK (30㎡・9坪程度)	3DK (40㎡・12坪程度)
1	～ 104,000円	5,900円	8,900円	11,800円	5,900円	8,900円	11,800円
2	104,001円～123,000円	6,800円	10,200円	13,600円	6,800円	10,200円	13,600円
3	123,001円～139,000円	7,800円	11,700円	15,600円	7,800円	11,700円	15,600円
4	139,001円～158,000円	8,800円	13,200円	17,600円	8,800円	13,200円	17,600円
5	158,001円～186,000円	10,000円	15,100円	20,100円	10,000円	15,100円	20,100円
6	186,001円～214,000円	11,600円	17,400円	23,200円	11,600円	17,400円	23,200円
7	214,001円～259,000円	13,600円	20,400円	27,200円	13,600円	20,400円	27,200円
8	259,001円～	15,700円	23,500円	31,400円	15,700円	23,500円	31,400円

※目安の金額であり、実際の広さによって、この金額より高くなることもあります。

※「一定以上の収入」がある方（収入超過者）は、入居後3年を経過すると家賃の割り増しがかかります。

※上記の家賃以外に、共益費・駐車場代・光熱水費が必要です。

7.Q&A

Q1：入居事前申込、その後の事前登録とは何ですか。

A1：入居事前申込調査は、復興公営住宅又は木造町営住宅への入居を希望される方があらかじめ入居したい団地と間取りを指定して申込みものです。

事前登録は、申込みを踏まえ、資格要件への適合や希望過多の場合の調整をしたのちに、各団地に入居できる世帯を事前に決定し登録するものです。

Q2：入居事前申込調査に申込みないと、復興公営住宅又は木造町営住宅に入居できないのですか。

A2：原則、入居事前申込を行わないと、復興公営住宅又は木造町営住宅へ入居できませんので、入居を希望される方は、必ず入居事前申込を行ってください。

Q3：現時点で住まいの再建方法が決められないのですが、後からでも申込みできますか。

A3：今回の入居事前申込調査にて入居する復興公営住宅又は木造町営住宅の整備戸数を確定させることから、受付期間後に申込みことはできません。

ただし、資格要件に適合し、復興公営住宅又は木造町営住宅に空き室が出た場合や既存の町営住宅には入居申込は可能となりますが、家賃無償化の対象とならない場合が想定されます。

Q4：入居事前申込後に、ほかの復興公営住宅又は木造町営住宅や間取りに変更できますか。

A4：原則、変更はできません。

Q5：単身での申込はできますか。

A5：p.5に記載の申込資格(入居要件)を満たせば、申込みことができます。

Q6：1人世帯が2DKに入居できないのはなぜですか。

A6：公営住宅では1人当たりの居住面積が決められており、その面積に対して国の補助金が適用されます。このことから、復興公営住宅の整備にあたり、1人世帯には1LDKの整備しかできないため、1人世帯には1LDKへの入居をお願いしているものです。

Q7：家賃無償化は、入居の全世帯が対象なのですか。

A7：災害救助法に該当する世帯(被災により住家を滅失した方、事前登録審査で入居決定となった方等)が家賃無償化の対象です。

詳細な対象者(区分)は、まだ決定しておりませんので、決定後にお知らせします。

Q8：復興公営住宅や木造町営住宅へ、被災者以外が入居できますか。

A8：事前申し込み世帯の全世帯の入居完了後に、空き部屋があった場合や、数年経過後に空き部屋となった場合、町営住宅として運営しますので、公営住宅法の入居要件に該当すれば入居可能です。

ただし、復興公営住宅としての入居ではないため、家賃無償化は適用されません。

Q9：生活再建支援金の加算支援金を申請し受給しましたが、復興公営住宅に入れますか。

A9：公営住宅法第24条第2項第2号で、災害公営住宅(復興公営住宅)入居資格に該当する、「当該災害により住宅を失った者でなければならない」に該当しないと判断されるため、入居できません。
加算支援金を受給(申請)には、「再建先に対する契約書」(住家を確保したという証)の添付が必須となっているためです。